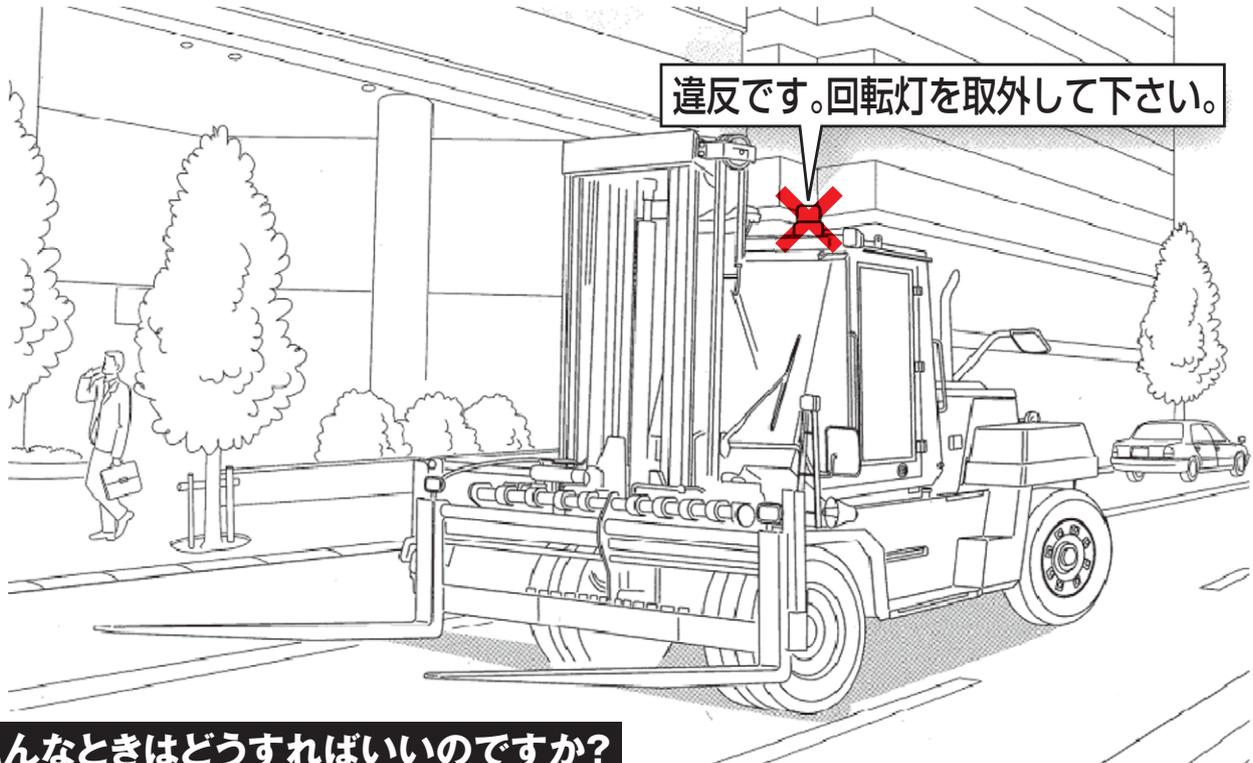


公道走行時 回転灯の取外しのお願い

回転灯を搭載しての公道走行は「道路運送車両法の保安基準」により違反となり、禁止されています。

工場内での安全確保のために装着しているフォークリフトやホイールローダの走行警報などの回転灯は、公道走行時には法令違反となりますので消灯するだけでなく取り外してください。（道路維持作業用自動車として公安委員会から承認を受けた車両は除く）



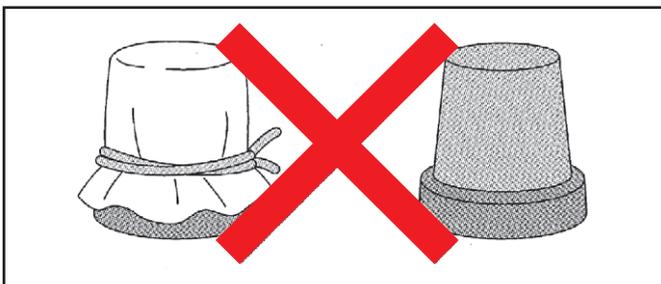
こんなときはどうすればいいのですか？

Q: 点灯せず消しておけばいいのですか？

A: 公道を走行するときは消すだけではいけません。必ず取り外して下さい。

Q: シートなどで覆っておいたらどうですか？

A: 覆いをかけてもいけません。取り外さなくてはなりません。



道路運送車両の保安基準

第42条細目告示第62条6項により、フォークリフトやホイールローダが公道を走行する時には、法令で取り付けが義務づけられた「非常点滅灯、方向指示器など」以外の点滅する灯火または光度が増減する灯火を搭載することは禁止されています。

但し、除雪車や道路清掃車などの「道路維持作業用自動車」は黄色回転灯の装着が認められています。

お問い合わせ、ご相談は下記へどうぞ。

社団法人 日本産業車両協会
コマツユーティリティ株式会社
住友ナコマテリアルハンドリング株式会社
TCM株式会社
株式会社豊田自動織機
日産自動車株式会社
日本輸送機株式会社
三菱重工業株式会社